

議案第1号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

令和3年2月2日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 宮本和宏

専決第5号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年11月30日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 宮本和宏

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。